

令和 5 年

# 厚木愛甲環境施設組合議会第 2 回定例会会議録

# 令和5年厚木愛甲環境施設組合議会第2回定例会会議録

令和5年8月28日（月）午前10時03分開会

---

出席議員 11人

1番	松	田	則	康
2番	石	井	芳	隆
3番	川	口		仁
4番	神	子	雅	人
5番	高	村	真	和
6番	山	口	保	子
7番	高	橋	伸	也
9番	渡	辺		基
10番	鈴	木	信	一
11番	阿	部	隆	之
12番	藤	田	義	友

---

欠席議員 2人

8番	山	中	正	樹
13番	山	本	雅	彦

---

説明のための出席者

管 副 副 事 事	理 管 管 務 務	者 理 理 局 局	者 者 者 長 長	山 小 岩 中 小	口 野 澤 澤 津 村	貴 吉 慎 伸	裕 豊 美 一
-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	----------------------------	------------------	------------------

---

事務局出席者

書 書	記 記	小 塚	泉 田	祐 尚	司 士
--------	--------	--------	--------	--------	--------

---

---

## 議 事 日 程

- 1 議長の選挙
- 2 議席の指定
- 3 会期の決定
- 4 議会運営委員会の調査事件及び継続調査期限について
- 5 一般質問

番号	質 問 者	質 問 の 件 名	頁
1	石 井 芳 隆	(1) ごみ中間処理施設について ア 施設整備について (ア) 現状と課題は。 イ 地元対応について (ア) 現状と課題は。	7

- 6 令和4年度厚木愛甲環境施設組合会計継続費繰越計算書について
- 7 令和4年度厚木愛甲環境施設組合会計歳入歳出決算について
- 8 ごみ中間処理施設整備運営事業に係る建設工事請負契約の変更について
- 9 令和5年度厚木愛甲環境施設組合会計補正予算（第1号）
- 10 監査委員の選任について

---

## 議 長 諸 報 告

- 3月31日 高田昌慶議員が厚木愛甲環境施設組合同規約第7条第2項の規定により組合議会議員を失職した。
- 4月14日 藤田義友議員、山本雅彦議員から議員辞職願が提出され、4月30日付けで許可した。
- 4月18日 組合議会議員の選出について、厚木愛甲環境施設組合管理者に依頼した。
- 4月25日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。  
例月出納検査結果報告（3月分）
- 5月1日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、組合議会議員の選出について、報告があった。
- 5月18日 議会運営委員会委員の選任について、清川村選出議員の藤田義友議員を指名した。
- 5月25日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。  
例月出納検査結果報告（4月分）
- 6月26日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。  
例月出納検査結果報告（5月分）
- 7月11日 組合議会議員の選出について、厚木愛甲環境施設組合管理者に依頼した。
- 7月25日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。  
例月出納検査結果報告（6月分）
- 8月1日 令和5年厚木愛甲環境施設組合議会第2回定例会の運営について、議会運営委員会へ諮問した。
- 8月8日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、組合議会議員の選出について、報告があった。

- 同日 議会運営委員会委員の選任について、厚木市選出議員の川口仁議員、高村真和議員、山口保子議員、高橋伸也議員を指名した。
- 8月9日 議会運営委員会委員長から、令和5年厚木愛甲環境施設組合議会第2回定例会の運営について、答申があった。
- 8月10日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、令和5年厚木愛甲環境施設組合議会第2回定例会招集通知があった。
- 同日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、令和5年厚木愛甲環境施設組合議会第2回定例会提出議案の送付があった。  
報告第1号 1件  
議案第8号 1件
- 同日 厚木愛甲環境施設組合管理者に対し、説明員の出席を要求した。
- 8月14日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、説明員の出席について、報告があった。
- 8月17日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、令和5年厚木愛甲環境施設組合議会第2回定例会追加提出議案の送付があった。  
議案第9・10号 2件
- 8月18日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、令和5年厚木愛甲環境施設組合議会第2回定例会追加提出議案の送付があった。  
議案第11号 1件
- 
- 

#### 本日の付議事件

1

↳ 議事日程に同じ

3

日程追加 副議長辞職の件

日程追加 副議長の選挙

4

↳ 議事日程に同じ

10

---

---

○渡辺 基副議長 皆さん、おはようございます。副議長の渡辺でございます。議長が欠員となっておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、暫時、私が議長の職務を行います。何とぞよろしく願い申し上げます。

ただいまの出席議員は11人で定足数に達しております。山中正樹議員、山本雅彦議員から欠席の届出がありました。

ただいまから令和5年厚木愛甲環境施設組合議会第2回定例会を開会いたします。

この際、議事の進行上、厚木市議会選出議員及び清川村議会選出議員については仮議席を指定いたします。仮議席はただいま御着席の議席を指定いたします。

---

○渡辺 基副議長 日程1「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については副議長が指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認めます。よって副議長が指名することに決定いたしました。

議長に神子雅人議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長が指名いたしました神子雅人議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました神子雅人議員が議長に当選されました。

ただいま当選されました神子雅人議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

それでは、神子雅人新議長から御挨拶があ

ります。

○神子雅人新議長 皆さん、おはようございます。ただいま皆様から議長に御推挙いただきました厚木市議会の神子雅人でございます。大変重責とは存じますけれども、引き続きこの任務にしっかりと取り組んで、皆さんとともに推進していく考えでございますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

当組合事業につきましては、令和7年12月稼働を目的として推進し、今、金田の地で見えて事業が進捗されている姿が見えてまいりました。大変長い時間、苦勞してこまごままいりました。そして、議会の立場におきましては、その進捗状況をしっかりと見極めながら、これからも管理者に向けて、我々から監視、そしてアドバイス、提言等、様々な方向から我々議会の活動をしてまいりたいと存じますので、どうか皆様には今後も相変わらず御尽力いただくとともに、議会運営に御協力いただきますよう心からお願い申し上げます。議長就任の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○渡辺 基副議長 以上で私の議長としての務めが終わりましたので、新議長と交代いたします。

それでは神子雅人議長、議長席にお着きください。

(神子雅人議長、議長席に着く)

○神子雅人議長 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

---

○神子雅人議長 日程2「議席の指定」を行います。

厚木市議会及び清川村議会から選挙により新たに選出された議員の議席について、会議規則第3条第2項の規定により議長が指定いたします。

議席番号と氏名を書記に朗読させます。

○小泉祐司書記 朗読いたします。

1番 松田則康議員

2番 石井芳隆議員

3番 川口 仁議員

- 4番 神子雅人議員
- 5番 高村真和議員
- 6番 山口保子議員
- 7番 高橋伸也議員
- 12番 藤田義友議員
- 13番 山本雅彦議員

以上です。

○神子雅人議長 ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定いたします。氏名標をお立て願います。

ここで、会議規則第78条の規定によって、本定例会の会議録署名議員を議長から指名いたします。松田則康議員、石井芳隆議員をお願いいたします。

議長の諸報告は、お手元に配付のとおりでありますので、御了承願います。

---

○神子雅人議長 日程3「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時10分 休憩

(渡辺基副議長退席)

---

午前10時12分 開議

○神子雅人議長 再開いたします。

ただいま渡辺基副議長から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、「副議長辞職の件」を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認めます。よってこの際、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

○神子雅人議長 「副議長辞職の件」を議題といたします。

まず、その辞職願を書記に朗読させます。

○小泉祐司書記 朗読いたします。

「 辞 職 願

今般、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和5年8月28日

厚木愛甲環境施設組合議会副議長

渡辺 基

厚木愛甲環境施設組合議会議長殿 」

以上です。

○神子雅人議長 お諮りいたします。渡辺基副議長の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認めます。よって渡辺基副議長の副議長の辞職を許可することに決しました。

(渡辺基議員復席)

---

○神子雅人議長 お諮りいたします。ただいま副議長が欠員となりましたので、この際、「副議長の選挙」を日程に追加し、選挙を行うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認めます。よってこの際、本件を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

---

○神子雅人議長 「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については議長が指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認めます。よって議長が指名することに決しました。

副議長に山本雅彦議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名い

たしました山本雅彦議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました山本雅彦議員が副議長に当選されました。

ただいま当選されました山本雅彦議員に受諾の意思確認をするため、暫時休憩をいたします。

午前10時14分 休憩

午前10時16分 開議

○神子雅人議長 再開いたします。

受諾の意思確認が取れましたので、本組合議会の副議長は山本雅彦議員に決定いたしました。

ここで、前副議長の渡辺基議員から御挨拶があります。

○渡辺 基前副議長 副議長退任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

副議長在任中は、皆様方の温かい御支援と御協力をいただき、誠にありがとうございました。1年間という期間ではありましたが、議長の補佐役として、精いっぱい努めさせていただきました。皆様に心よりお礼申し上げますとともに、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。退任の挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○神子雅人議長 日程4「議会運営委員会の調査事件及び継続調査期限について」を議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては、お手元に配付のとおり調査を願うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認めます。よってそのように決しました。

○神子雅人議長 日程5「一般質問」を行います。

通告に従い、質問を許します。石井芳隆議

員。

○2番 石井芳隆議員 厚木市の石井芳隆でございます。通告に基づき一般質問を行います。

平成15年12月に厚木愛甲ごみ処理広域化基本計画が策定され、翌年4月には当組合の設立となりました。平成23年に当初計画されていた棚沢地区から金田地区に変更したい旨の話が地元であり、以来、地域住民を分断する議論が営々と続き、住民と自治会や施設組合を含めた厚木市と地元との話し合いが何十回となく重ねられ、今日があります。

その中でも、当該箇所には神奈川県が計画していた三川公園計画が頓挫し、河川堤外にある畑の活用がまだ決まっていない状況にあります。このことも、施設組合議員の皆さんにもこの経緯を十分に御理解、御承知おきいただきたいと思い、お話しさせていただきました。

計画から約20年が経過し、厚木市金田地区に施設建設が始まり、令和7年12月の稼働に向け工事が進んでおります。今日まで様々な状況の変化により設計変更等が余儀なくされることもあり、当組合の職員の皆さんも御苦労されていると感謝申し上げます。

今回の質問は、ごみ中間処理施設整備が進む中で、通告のとおり、施設の整備について、現状と課題は、そしてまた、設置される地元対応について、現状と課題についてお伺いをしたいと思いますので、御答弁のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

○山口貴裕管理者 ただいま石井芳隆議員から、ごみ中間処理施設について、施設整備について、現状と課題はとのお尋ねでございますが、ごみ中間処理施設につきましては、令和4年11月に施設本体の建築工事に着手し、くい工事及び地下躯体工事を経て、間もなく地上部分の鉄骨工事に着手する予定でございます。今後におきましても工程管理をしっかりを行い、令和7年12月の施設稼働に向けて着実に事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、地元対応について、現状と課題はと



のお尋ねでございますが、平成25年11月に金田地区をごみ中間処理施設の建設予定地に決定させていただき、それ以降、同地区に組織された環境保全委員会等の皆様に御意見を伺いながら事業を進めてまいりました。今後におきましても、適時適切な情報提供を行いながら、事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

**○2番 石井芳隆議員** 御答弁ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、現状の施工されている状況をもう少し詳しく教えていただければと思います。順調に進んでいる旨、お伺いをしていますけれども、その辺について、どのような形で今現在の状況が進んでいるか、お聞かせいただければと思います。

**○中津慎一事務局長** 現在の施工状況でございますが、造成工事は令和3年度から継続して土砂を搬入しており、7月末時点で合計約9万9000立方メートルを搬入しております。施設本体工事は、基礎の型枠、鉄筋コンクリートといった地下躯体工事を進めております。煙突工事は、高さ80メートルのうち地上7.2メートルの高さまで地上躯体工事が進んでおります。また、周辺道路工事は、北側の物流倉庫と事業区域の間の市道B-713号線の整備工事が完了し、南側の厚木市環境センターと事業区域の間の市道B-703号線の整備工事に着手したところでございます。

**○2番 石井芳隆議員** ありがとうございます。今、7月末時点で9万9000立方メートル搬入しながら土盛り、これは浸水を防ぐため、要するに洪水対策等々も併せてということで、このような土盛りをしていくという形で搬入をされていますけれども、一番最初、搬入する土砂は、リニアの山梨県側に近いところから搬入していくという話でありましたけれども、今現在は違うところ、要するに相模原市のほうからということを知っていますけれども、その辺について、変更した理由とか、何かその辺の経緯があれば教えていただきたいと思います。

**○中津慎一事務局長** 搬入元を山岳部から相模原市緑区橋本に変更した理由でございますが、工事工程を検討する中で、令和4年1月から、組合側の土砂の受入れ及び造成工事の体制が整うことが分かりましたので、事業を確実に進めるため、令和4年1月から搬出できる橋本に変更したものでございます。

**○2番 石井芳隆議員** 今お話しのとおり、橋本からということで距離も短くなって、それで搬入の回数も多分順調にいつているのではないかなと思いますけれども、実際に山側の土質と、それとこっち側の橋本辺りの土質はそれぞれ違いがあるのではないかなと思うんですが、特に搬入して土盛りをしていく、その辺について何も問題ないという考えでよろしいのでしょうか。

**○中津慎一事務局長** はい、特に問題はございません。

**○2番 石井芳隆議員** それでは、土盛りのほうは順調にいつて、最終的には土盛りは令和7年度まで続くんですか、それとも令和6年度ぐらいまでで終わるのか、その辺は分かりますか。

**○中津慎一事務局長** 今年度中で土盛りは終わる予定になっております。

**○2番 石井芳隆議員** ありがとうございます。とにかく土盛りをして浸水対策というのは、地元としても大変重要なことですので、本当にスムーズに進んでいつているということはいれしく思います。

次に、今、躯体のほうの基礎もやっておられます。今、煙突の話もちょっといただきました。実際に高さ80メートルになるという話ですね。当初は60メートル以内というか、60メートルぐらいというお話がありましたけれども、この辺について、前にもちょっとお聞きしたと思うんですが、80メートルで、要するに排ガスの分散というのでしょうか、その辺のこともあったというふうにもちょっと聞いておりましたが、その辺についてもう一回、ここにおいでの方の皆さんにも知っていただくために、何かお分かりになるのであれば、お話ししていただければと思います。

○中津慎一事務局長 煙突の高さの決定の経緯でございますが、ごみ中間処理施設整備基本計画の段階では、煙突の高さは現行の厚木市環境センターと同じ59メートルを予定しておりましたが、平成29年度に地元の皆様と意見交換、あるいは先進事例を視察いたしまして、排ガスの拡散効果や景観の面、それぞれの観点から煙突の高さを80メートルの方針といたしました。最終的な決定に当たりましては、組合の附属機関でありますごみ中間処理施設整備検討委員会において御審議いただき、承認を得たものでございます。

○2番 石井芳隆議員 煙突のことも了解しましたけれども、この辺は地域の方も、一番最初、相当心配されておりましたので、80メートルになったということで、その辺についてはある一定の了解を得られたものというふうには私も思っております。今、順調に進んでいるというお話も聞かせていただいておりますので、建物については取りあえずこの辺で終わりにしたいと思っておりますけれども、今度は地元対応についてということでお伺いしたいと思います。

この地元、いろいろ皆さん、厚木市も含め施設組合のほうで一生懸命議論、そしてまた、地域の話聞いてもらったり、アセスのことをやっていただいたりということで、本当に数多くの意見も聞いていただいたと思っておりますし、対応もそれぞれ本当によくしていただいている。その辺については本当に感謝を申し上げたいと思っております。

ただ、私のほうで今回質問させていただく中で、幾つかちょっとお願いというか、聞いておきたいところがありますので、お伺いしたいと思います。これは地域の中から正式にはまだ出ていないのか、前に1回、地元の対策委員会のほうからも話は出ましたけれども、市のほうだったのか施設組合だったのかがちょっと分かりませんが、今回、今の厚木市環境センターの北側、今設置をしている新ごみ中間処理施設との間の道、B-31号線がいいのかな、ちょっと何号線か、私は今31号と言いましたけれども、そのところを、地

域の人たち、子供たちが堤外のほうに行くのに、あの道しかない。

信号も何もないので、ほかから行きたくても行けるところがないような状態で、今現在、その堤防道路にぶつかったところに横断歩道だけはつけていただきましたけれども、実際に今回、施設組合のほうから、堤防道路から環境センターへ入るための右折レーンというのかな、堤防道路のところで道が広がるんですね。

堤防道路は今、交通量が物すごく多いんです。そこに子供たち、それから地域の人たちが畑に行ったり、堤防道路のもう少し南側、三川合流のほうへ進むと金田の青少年広場があります。そこへ野球とかソフトボールとかいろいろなことで、大人も含めて、毎週土日、それから時間があるときには広場を使っている。本当に毎日ではないですけども、毎週2回ずつぐらいは多くの方たちが活用しているんです。そこへ行くのに、その道を通っていくことが一番安全だろうということで通っているんです。だけれども、実際に堤防道路の道幅が広がる。今の歩道だけでは、広がった分だけ今度は堤防道路を通る車のほうがスピードを出すことも考えられるわけですね。

信号機をぜひつけていただきたいというお話は前にも地元からも出たと思うんですけども、今現状、信号機の設置について、施設組合として、この辺についての考え、そしてまた、これは行政がやるのではなくて、公安というか、警察の管轄になるんですね。その辺の対応についても、現状とこれからの部分についても、ちょっと分かる範囲でお聞かせいただきたいと思っております。

○中津慎一事務局長 信号機の設置につきましては、新施設稼働後のごみ収集車等の交通量に変更はなく、信号機がない現状も、通行に支障がないことから、信号機は設置しないことで警察との協議が済んでおるところでございます。

○2番 石井芳隆議員 交通量が増えないということでもありますけれども、道幅が広くな

るということで、結局渡るのに、やっぱり横断歩道は使うわけですね。だけれども、車の交通量、要するに、施設へ入る車よりも、そこが安心して通れるというのが、さらに安全の面からいうと違うのではないかなというのをちょっと考えるんですよ。やっぱり地元の人たちも、その辺のことはもっと検討すべきではないのかというお話があります。

できれば、今のところ問題ないという話がありますけれども、これは厚木市の道路の問題もあります。だから厚木市と一緒にあって、施設組合も、そこについて再度、警察協議をしていただくような形がお願いできないかと思っております。これは切なる住民の願いなんですね。何かあってからでは遅いんです。その辺のことを改めてお願いしたいと思っております。その辺について、何か御意見等あればお聞かせいただきたいと思っております。

**○中津慎一事務局長** 信号機の設置につきましては先ほどの答弁のとおりであります。交通安全対策は重要なことだと認識しております。組合としてできる範囲のこととはなりますが、厚木市との協議などは行ってまいりたいと思っております。

**○2番 石井芳隆議員** 了解しました。私のほうからもまた市のほうにもお願いをしながら、理解度をさらに深めていただくようお願いしていく予定でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、堤外地についてでありますけれども、先ほど登壇で申し上げましたけれども、最初はその場所に施設が来ることになっていなくて、神奈川県の方があの場所に三川公園を造る予定でいたんですが、その後、その話が消えたんですね。堤内地は今度施設ができます。公園もできます。皆さんが集える、それから、いざといったとき災害廃棄物を置いていく形になりますけれども、堤外地については、今現状、全く白紙に戻ったような状態です。

その辺について、あの場所は自然と触れ合える場所にしていきたいということで、地域の中でも話合いとしては進んできたんです。

それが今なくなってきた、畑も今、少子高齢化、それから実際に畑をつくっていける人たち、河川敷なので制約が相当あります。なかなかできない部分がある。

これも施設ができるという形でちょっと話が分かれていったわけですが、そこは一番最初、関連があったわけですから、その辺についても、直接環境施設組合がそこに関与することではないとは思いますが、先ほどの信号と同じような形で、組合として厚木市と一緒にあって、堤外地のことも一緒に、みんなが親しめる場所にしていくことをお願いできないかなとさらにお願いしたいと思っております。

これは厚木市も神奈川県と一緒にあって、ある一定のところまでは話を進めてもらったりはしているんですが、実際には今なかなか進められないような話を聞いています。だけれども、そのままの状態で行くと、あそこは荒れ放題。せっかくあそこに施設ができて、河川が見え、そして自然と触れ合う部分ができる、その望みが絶える。憶測ではありますが、そういうことも考えられるということで、ぜひ施設組合としても、あそこの堤外地を市と一緒に考えていただけないか、その辺も一つの課題になるのではないかなと思うんです。

これは答弁は非常に難しいと思うんですが、またこれも先ほどと同じように市と協議をしていただき、それを進めていただくように助言とか、いろいろしていただければと思うんですが、その辺についての考えはいかがでしょう。

**○中津慎一事務局長** 組合は、御存じのとおり、厚木市、愛川町及び清川村で構成している一部事務組合でございます。所掌する事務も限られておりますことから、組合でできること、できないことは当然でございます。こうしたことから、ただいまの御意見につきましては、厚木市にお伝えしていきたいと思っております。

**○2番 石井芳隆議員** ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、完成後の対応についてちょっとお伺いしたいと思います。中間処理施設ができます。その北側に公園というか緑地帯ができます。そこに植栽をされるはずなんですね、周りにずっと。その植栽関係のことでお伺いしたいと思います。それと要望ですね。

さがみ縦貫道路側、要するに西側、北側というのでしょうか、緑地ができて広場になります。そのときに、その西側のところは全て農振農用地区域なんです。要するに、農業以外には使えないという指定をされています。今現状、実際に見ていただければ分かるんですが、物流倉庫ができました、いろいろな建物ができました。そこには緑地をつくりなさい、それから周りに緑地帯も設けなさいよということで進んできて、設置条例ではないですけれども、実際にそういうものはやりなさいよということになっていますから、やっってもらっていますが、中木というんですか、そこに鳥が飛んできて、食害が非常に多いんです。

実際に目にされていない方はお分かりにならないと思うんですが、今、稲刈りが始まる前ですけれども、実際は米にならない状況になっている部分がすごく多く出ているんです。高木ではなくて中木のところで、一定の高さのところに鳥が巣をつくる。それから、そこに立ち止まるのではなく待っている状況で、稲穂が膨らんでき始める軟らかい状況、要するに乳液のときからちょっと固まるまでの間に、何十羽、何百羽という鳥、雀です。それから、その後は大きい鳥になるんですが、それが飛んできて、田んぼの中はみんな鳥だらけです。

特に人が行って脅かす、それから音を出す、そういうことをやると一斉に飛び上がって逃げるんですが、建物の屋根の上、それから植栽された木の枝、こういうところに全部止まるんです。人がいなくなるとまた飛んできてくるんです。それが毎日続くんんです。そういう状況というのは、実際に農業をやっている人じゃないと分からないと思います。もう見た状態で穂が今現在も真っ白になっていま

す。そういう状態があるということをお皆さんに知っていただきたいというのが1つと、植栽を考え直してもらえないかということなんです。

要するに、低木のある一定の高さのところで鳥が止まらないような状況。例えばツツジみたいな低いやつとか、そういうものであれば、飛んでそこに止まることはないんです。ある一定の3メートル、2メートル以上のところへみんな逃げて行って止まっている。我々が行って、飛んでいけというような状況になるまでずっといるんです。これをなくすには、ほかに方法が何かあればいいんですが、今のところちょっと考えられない。毎年毎年それを繰り返しているんですね。結局捕れないんです。網をかけたり、たこではないですけれどもカイトというやつを入れたり、ネットを張ったり、いろいろなことを農家の方はやらなければいけない。実際のことを言っ、それも余分なことなんです。

そういうことがあって収穫は減る、鳥の被害で大変な状況になっているということで、今回整備される緑地のところから田んぼはすぐですよ。だから、そのところの植栽を考え直していただけないかということをお今回特にお願ひしたいと思うんですが、その辺についての考えをお願ひしたいと思います。

○中津慎一事務局長 緑地のエリアの植栽計画につきましては、地元組織であります環境保全委員会等の皆様に御意見を伺いながら設計を進めておりますが、西側の樹木については鳥が群れないような中低木を選定するなど、配慮をしていきたいと考えてございます。

○2番 石井芳隆議員 私がちょっとお話ししたことは、現地を視察ではないですけれども、見ていただければ本当によく分かると思うんです。私の田んぼだけではなくて、ほかの方たちもそういうことで悩んでいます。そのことを併せて知っていただきながら、今、局長からのお話のとおり、地元からの意見、また、いろいろなことをお聞きいただいて、そしてまた、対応ができるところは……。

中木といってもどのくらいの中木なのか、枝がいっぱい出て、葉っぱが大きく重なって止まりやすい状況になる、隠れやすい、そういう枝にはしてもらいたくない。そういうことを改めて認識していただきながら、対応していただければありがたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、その隣接する農用地についてであります、継続できる農業をやっていかなければいけないんですね。ほかに農地転用ができない。そういったときに今難しいのが、高齢者が増えている。なかなか若い人が農業をつないでくれないということもあります。そういったこともあって、できれば環境施設組合として、この農業を一緒になって方策を考えていただくことはできないのかなど。

要するに、環境施設組合が、地域に貢献していくわけではないですけれども、一緒になって農業振興を進めていく。農業体験、それから地域活性化をしていくための方策を一緒に考えていただけないかなど。これは農業委員会とか農政のほうにお願ひも、これからはしなければいけないし、今までも話しておりますけれども、できればそういうことも施設組合として対応を考えていくことはできないのか考えていただきたいんですが、その辺についての検討をできるかどうか、お聞かせいただければと思ひます。

**○中津慎一事務局長** なかなか組合としてどこまでできるのかというところはございますけれども、先ほどのお話のように、地元との関係というのはとても重要なことだと承知しておりますので、厚木市のほうとどのような形で組合としてできるのか、その辺は研究してまいります。

**○2番 石井芳隆議員** ありがとうございます。では、また同じく農振地域についてのことでもう一点お伺ひさせていただきます。要するに水田は、ほかの畑もそうですけれども、雨が降ったり、水を入れたりして農作物を大きくしていくわけです。そのときに、ある一定になると水が自然に浸透していかなければいけない。田んぼの場合は、ある一定に

なると水を止めて、水路から行かないようにして、自然に浸透していく状況をつくっていったら、そこには資材、要するに、中にたまっている肥料の基になるものも自然に落ちていくような状況になるんですね。そういう自然浸透をしていくことが田んぼは基本になるんです。畑もそうですけれども。

そのときに、今、施設を造っているところ、あそこへ盛土、それから煙突の高さのところとか本体の軀体の下側のところを、転圧をしながら基礎を固めていくということをやっていくわけですね。そのときに、水は上流から下流へ流れていく。そしてまた、あの地域は相模川が東側にあります。高さとして農地のほうが高いわけですから、相模川のほうへ水が流れていく、浸透していくというふうには私は聞いております。そういったことを踏まえて、施設の軀体、それから土盛りをしているところで地盤強化をされる、これはいいことですが、田んぼにとって、自然に流れていく、浸透していく隙間がないと、水がたまった状態になっていってしまう。自然にある一定の時間になるといい状態になっていくのができないということも考えられると思ひておるんですね。

今回、地盤調査を、ボーリングとかいろいろやられたと思うんです。そのときに、実際に地下に浸透していく水の流れを調べていく検査項目というんですか、ボーリングをやった地質調査でそういうことまで調べるとするのは実際にあったのか。そういうことは必要だったのか、そういうのが項目として入っていたのか。やらなければいけないと法律で決まっているのかとか、そういうのが何かあればやっておられるとは思ひますが、その辺について見解をお伺ひできればと思ひますが、いかがでしょうか。

**○中津慎一事務局長** 基礎の設計を行うに当たって、ボーリング調査は当然行っております。地下水位について、地盤面から7メートルから8メートル付近で観測をしておりますけれども、地下水の流れの調査については、環境アセスなどの項目としてもございません

ので、実施しておりません。

**○2番 石井芳隆議員** 分かりました。アセスの中にその項目はないということなので、その辺についてはされないということは了解できましたけれども、実際のことを言って、自然の土地というのは、そうやって自然に戻していくのができているのが我々の住んでいるところなんですね。それがこういう施設とかいろいろなものができると、実際に今回は影響があるかどうか分かりませんが、こういうものがどんどん建っていくような形になったときに、やっぱり調べる必要もあるのかなというのをちょっと私は危惧しておりましたので、今回質問させていただきました。今のところアセスの項目にはないということなので、状況はこれからまた見ていかなければいけないと思っていますけれども、一応私が危惧している部分をちょっと聞かせていただきました。

とにかく今回、施設が順調に問題なく推移し、そして建設が済んで、本当にここにできてよかったなど地元の人も喜んでもらえるような、地域と共にあるということと一緒に考えて、さらに考えていただきながら進めていくことをお願いしながら、私の一般質問を終わりとさせていただきます。これからどうぞよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

**○神子雅人議長** 以上で通告がありました一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時01分 開議

**○神子雅人議長** 再開いたします。

**日程6「報告第1号 令和4年度厚木愛甲環境施設組合会計継続費繰越計算書について」**を議題といたします。

報告を求めます。管理者。

**○山口貴裕管理者** ただいま議題となりました報告第1号 令和4年度厚木愛甲環境施設組合会計継続費繰越計算書につきまして御説明申し上げます。

本件につきましては、ごみ中間処理施設整備調査事業及びごみ中間処理施設整備運営事業に係る予算の一部を翌年度へ逡次繰越いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により御報告申し上げます。

以上でございますが、何とぞよろしくお願ひいたします。

**○神子雅人議長** 質疑に入ります。――別になければ、本件はこれで終わります。

**○神子雅人議長 日程7「議案第8号 令和4年度厚木愛甲環境施設組合会計歳入歳出決算について」**を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

**○山口貴裕管理者** ただいま議題となりました議案第8号 令和4年度厚木愛甲環境施設組合会計歳入歳出決算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第233条第1項の規定に基づき調製し、同条第2項の規定により監査委員の審査に付しましたところ、別添の審査意見書の提出がありましたので、同条第3項の規定により議会の認定をいただくため提案するものでございます。

令和4年度の厚木愛甲環境施設組合会計の歳入歳出決算につきましては、歳入決算額が19億5970万9952円、歳出決算額が18億5525万4671円、歳入歳出差引額は1億445万5281円となりますが、翌年度へ繰り越すべき財源として、ごみ中間処理施設整備調査事業及びごみ中間処理施設整備運営事業に係る継続費の逡次繰越しの繰越財源が9729万4000円ありますので、実質収支額は716万1281円となりました。

歳入では、組合債が歳入全体の57.9%を占め、次いで国庫支出金が16.2%、分担金及び負担金が12.5%などとなっております。

また、歳出では、建設工事費等の衛生費が歳出全体の93.1%を占め、次いで派遣職員給与費などの総務費が6.5%、公債費が0.3%、議会費が0.1%となっております。

具体的な事業といたしましては、ごみ中間

処理施設の建設工事を進めているほか、神奈川県環境影響評価条例に基づき環境影響評価事後調査報告書の作成などを行いました。

以上、概要を御説明申し上げましたが、既に提出いたしております「歳入歳出決算事項別明細書」及び「決算に係る主要な施策の成果に関する説明書」のとおり、多くの成果を上げることができたものと考えております。

なお、監査委員の審査意見につきまして、これを十分に尊重いたしまして、今後とも財源の効率的な活用を図り、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございますが、何とぞよろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○神子雅人議長 質疑に入ります。——別にしなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。——別にしなければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程7「議案第8号 令和4年度厚木愛甲環境施設組合会計歳入歳出決算について」は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は原案のとおり認定されました。

---

○神子雅人議長 日程8「議案第9号 ごみ中間処理施設整備運営事業に係る建設工事請負契約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○山口貴裕管理者 ただいま議題となりました議案第9号 ごみ中間処理施設整備運営事業に係る建設工事請負契約の変更につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本件につきましては、ごみ中間処理施設整備運営事業に係る建設工事につきまして、建

設資材等の価格の高騰及び公共工事設計に係る労務単価の改定に伴い、令和3年7月9日議案第5号をもって議決をいただいた建設工事請負契約の金額を25億9773万2500円増額し、272億8943万2500円に変更いたしたく、厚木愛甲環境施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上でございますが、何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○神子雅人議長 質疑に入ります。——別にしなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。——別にしなければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程8「議案第9号 ごみ中間処理施設整備運営事業に係る建設工事請負契約の変更について」は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

---

○神子雅人議長 日程9「議案第10号 令和5年度厚木愛甲環境施設組合会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○山口貴裕管理者 ただいま議題となりました議案第10号 令和5年度厚木愛甲環境施設組合会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本件につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ18億4407万3000円を減額し、補正後の総額を51億7887万円とするものでございます。

初めに、歳入歳出予算の内容でございますが、歳入につきましては、県支出金を増額

し、国庫支出金、諸収入及び組合債を減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費を増額し、衛生費を減額するものでございます。

また、既定の継続費につきましては、総額を25億9773万3000円増額するとともに、工事の進捗に合わせ年割額の変更及び財源更正を行うものでございます。

また、地方債につきましては、限度額の変更を行うものでございます。

以上でございますが、何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

**○神子雅人議長** 質疑に入ります。——別になければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。——別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程9「議案第10号 令和5年度厚木愛甲環境施設組合会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

---

**○神子雅人議長** 日程10「議案第11号 監査委員の選任について」を議題といたします。

この際、藤田義友議員を除斥いたします。

(藤田義友議員退席)

提案理由の説明を求めます。管理者。

**○山口貴裕管理者** ただいま議題となりました議案第11号 監査委員の選任につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本件につきましては、本組合監査委員のうち、組合議会議員から選任させていただく監査委員が現在欠員となっておりますので、行政各般にわたり豊富な知識と経験をお持ちの藤田義友議員を選任いたしたく、地方自治法

第196条第1項及び厚木愛甲環境施設組合規約第11条第2項の規定により議会の同意を求めるとでございます。

何とぞ御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

**○神子雅人議長** 質疑に入ります。——別になければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。——別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程10「議案第11号 監査委員の選任について」は、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は同意することに決しました。

藤田義友議員の除斥を解きます。

(藤田義友議員復席)

---

**○神子雅人議長** 以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして令和5年厚木愛甲環境施設組合議会第2回定例会を閉会いたします。

---

午前11時14分 閉会

上記会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

副議長 渡 辺 基  
議 長 神 子 雅 人  
議 員 松 田 則 康  
同 石 井 芳 隆